

【魚沼市財務規則（第 167 条関係）建設工事請負基準約款の主な改正事項について】

1. 民法等の改正により公共工事標準請負契約約款及び新潟県財務規則別記建設工事請負基準約款が改正されたことを受け、魚沼市財務規則別記建設工事請負基準約款を改正するもの

(1) 譲渡制限特約

第 5 条（権利義務の譲渡等）

受注者が前払金や部分払等によってもなお工事の施工に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は特段の理由がある場合を除き、請負代金債権の譲渡を認めるもの

(2) 契約不適合責任等

第 16 条（支給材料及び貸与品）、第 45 条（契約不適合責任等）、第 47 条（公共工事履行保証証券による保証の請求）

工事目的物が契約不適合である場合の発注者の権利として、履行の追完請求や代金の減額請求を定めるもの

(3) 発注者の契約解除権及び受注者の契約解除権等

第 1 条（総則）、第 48 条（発注者の解除権）、第 48 条の 2、第 48 条の 4（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）、第 49 条（発注者の任意解除権）、第 50 条（受注者の解除権）、第 50 条の 3（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）、第 51 条（解除に伴う措置）

契約解除権について、催告解除と無催告解除に分けて規定するもの

(4) 発注者の損害賠償請求権及び受注者の損害賠償請求権

第 48 条の 3（発注者の損害賠償請求等）、第 50 条の 2（受注者の損害賠償請求等）

発注者の請求権等について、損害賠償と違約金に分けて規定するとともに、受注者の損害賠償請求権についても規定を整理するもの

(5) 契約の保証

第 4 条、第 4 条の 2（契約の保証）

受注者が付する契約の保証において、破産管財人等による解除の場合についても保証の対象とするもの

(6) 工期延長時における適正な工期の確保

第 23 条（発注者の請求による工期の短縮等）

適正な工期の確保のため、発注者は、工期延長の際に特別な理由がある場合でも、通常必要とされる工期に満たない工期への変更請求は認めないとするもの

2. 建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の改正により公共工事標準請負契約約款及び新潟県財務規則別記建設工事請負基準約款が改正されたことを受け、魚沼市財務規則別記建設工事請負基準約款の改正を行うもの

(1) 工事現場に設置する者の通知

第 11 条（現場代理人等）、第 13 条（工事関係者に対する措置請求）、第 56 条（あっせん又は調停）

「監理技術者補佐」が新たに設けられたことに伴い、監理技術者補佐の規定を追加するとともに、監理技術者補佐が設置された場合の監理技術者の専任要件を緩和するもの

(2) 著しく短い工期の禁止

第 21 条の 2（著しく短い工期の禁止）、第 31 条（請負金額の変更に代える設計図書の変更）

働き方改革を促進する観点から、発注者は、契約変更を行う場合でも、通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とすることを禁止する条項を追加するもの

(3) 所要の文言修正

第 10 条（監督員）

「催告」の文言の改正漏れについて追加するもの

3. 公共工事標準請負契約約款及び新潟県財務規則別記建設工事請負基準約款に倣い、魚沼市財務規則別記建設工事請負基準約款の改正を行うもの

(1) 権利義務の譲渡若しくは承継

第 7 条（承諾を求める手続き）

受注者が「地域建設業経営強化融資制度」により資金を借り入れようとする等の事案に対応するもの

(2) 下請の建設企業を含めた社会保障の未加入対策強化

第 8 条の 2（下請負人の社会保険等加入義務等）

元請企業に対し、原則として工事の下請の建設企業を社会保険加入企業に限定するもの

4. 公共工事標準請負契約約款及び新潟県財務規則別記建設工事請負基準約款に倣い、魚沼市財務規則別記建設工事請負基準約款の文言の整理を行うもの